

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名（地区内集落名） | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|-------|---------------|-----------|----------|
| 会津若松市 | 河東地区(槻木) | 令和3年7月28日 | |

1 対象地区の現状

| | |
|--|----------|
| ①地区内の耕地面積 | 45.96 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 42.64 ha |
| ③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計 | 2.14 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 1.36 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | — |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 20.00 ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

| |
|--|
| <p>■人</p> <p>○担い手の高齢化が顕著である。</p> <p>○現在の兼業農家が退職後に専業農家として地域の担い手として営農していくかは未定である。</p> <p>■農地</p> <p>○農業競争力強化農地整備事業が完了し、ほ場の大区画化などの耕作条件は改善されたものの、排水を従前の土地の形状を活かしたため、一部のほ場において、利用しにくい状況である。</p> <p>○主な栽培作物は水稲である。園芸作物については、排水の関係で生育不良が懸念されることから作付けが難しい。</p> <p>○農地整備事業区域外の農地も一部あり、高収益作物の作付の可能性を含め、今後の利活用について検討を要する。</p> |
|--|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|--|
| <p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <p>○リタイヤや規模縮小の意向がある農地については、地域内の担い手へ集積・集約を推進していく。</p> <p>○農地所有者については、農地中間管理機構の活用が原則だが、条件によっては、農業委員会の利用権設定を併用しながら集積を進めていく。</p> <p>○兼業農家については、可能な限り耕作を継続するが、リタイヤ・規模縮小する場合は集落の中心経営体へと集積していく。</p> |
|--|

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 担い手への集積・集約化

- 現在の耕作者がリタイヤや規模縮小を希望することによって耕作不能となる田地については、プランで位置付けられた担い手へ集積・集約化を図っていく。
- 兼業農家が耕作している約14haについては継続して耕作を行うが、将来の貸借についての継続して意向確認を行う。

② 農地中間管理機構の活用

- 所有者の意向に合わせた農地の貸借を前提とするが、農地中間管理機構への貸付を推進することで、担い手の事務に係る労力の軽減を図り、生産へ注力できる環境を整える。

③ 多面的機能支払交付金制度への取り組みの継続

- 農地の多面的な機能を維持していくため、現在行っている多面的機能支払交付金制度が継続される限り、当該制度に継続して取り組むこととする。
- 組織体制についても、全面積を担い手だけで維持管理していくことは困難であることから、地域内全員が参加する組織を継続していく。

④ 新たな担い手の育成

- 集落内の中心経営体は4名。但し、高齢化が進んでおり、後継者の確保・育成が必要になる。
- 兼業農家の就農については未定のため、集落外の担い手への集積や新規就農者の誘致など、集落内に限らずに後継者の確保を図っていく。

⑤ 農業法人の設立

- 法人設立については、現在の担い手が高齢化が顕著であることから現時点では難しいが、10年後の集落の状況を鑑みながら再検討を行う。